

現行	見直し後（案）
<p>下記の鑑別除外診断の疾患を除く特発性のもので、①、②を満たすもののうち、疾患特異的な治療（副腎皮質ステロイド、免疫抑制剤など）を要するもの。</p> <p>① 末梢血好酸球数 <math>1,500/\mu\text{l}</math> 以上が 6か月間以上持続していること</p> <p>② 下記の 2か所以上臓器病変が存在する、又は病理組織所見で好酸球浸潤による 1か所以上の臓器障害が認められたもの 心臓障害（心内膜炎、心筋障害、心不全）、呼吸器障害（胸膜炎、肺浸潤）、関節病変（3か所以上の関節炎が 6週間以上持続）、皮膚症状（皮膚潰瘍、指尖出血血栓）、中枢神経障害、消化器障害（腹痛、下痢、下血）、腎障害（血尿、蛋白尿 1.0g/日以上、血清クレアチニン高値）</p> <p>&lt;鑑別除外診断&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① アレルギー疾患：気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、薬物アレルギー、急性アレルギー性じんま疹</li> <li>② 感染症：寄生虫、原虫、細菌、真菌、クラミジア</li> <li>③ 皮膚疾患：湿疹、天疱瘡、類天疱瘡、好酸球増加性回帰性血管浮腫、乾癬、Sezary 症候群</li> <li>④ 膜原病等：結節性動脈周囲炎、ウェグナー肉芽腫症、好酸球性筋膜炎、アレルギー性肉芽腫性血管炎（Churg-Strauss 症候群）</li> <li>⑤ 悪性腫瘍：Hodgkin 病、悪性リンパ腫</li> <li>⑥ 血液疾患：急性リンパ性白血病、慢性骨髓性白血病、好酸球性白血病、木村病、周期性好酸球増加症</li> </ul>	<p>(診断基準) ①から③まで全てを満たすもののうち、疾患特異的な治療（副腎皮質ステロイド、免疫抑制剤など）を要するもの。</p> <p>① 末梢血好酸球数 <math>1,500/\mu\text{l}</math> 以上が 6か月間以上持続していること。</p> <p>② 以下の 2か所以上臓器病変が存在する、又は病理組織所見で好酸球浸潤による 1か所以上の臓器障害が認められたもの。 なお、新規申請時のみ、病理報告書のコピーの添付を要す。 心臓障害（心内膜炎、心筋障害、心不全）、呼吸器障害（胸膜炎、肺浸潤）、関節病変（3か所以上の関節炎が 6週間以上持続）、皮膚症状（皮膚潰瘍、指尖出血血栓）、中枢神経障害、消化器障害（腹痛、下痢、下血）、腎障害（血尿、蛋白尿 1.0g/日以上、血清クレアチニン高値）</p> <p>③ 以下の鑑別診断が除外できる、特発性のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① アレルギー疾患： 気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、薬物アレルギー、急性アレルギー性じんま疹</li> <li>② 感染症： 寄生虫、原虫、細菌、真菌、クラミジア</li> <li>③ 皮膚疾患： 湿疹、天疱瘡、類天疱瘡、好酸球増加性回帰性血管浮腫、乾癬、Sezary 症候群</li> <li>④ 膜原病等： 結節性動脈周囲炎、ウェグナー肉芽腫症、好酸球性筋膜炎、アレルギー性肉芽腫性血管炎（Churg-Strauss 症候群）</li> <li>⑤ 悪性腫瘍： Hodgkin 病、悪性リンパ腫</li> <li>⑥ 血液疾患： 急性リンパ性白血病、慢性骨髓性白血病、好酸球性消化管疾患、木村病、周期性好酸球増加症</li> </ul> <p>(重症度分類等) 疾患特異的な治療（副腎皮質ステロイド、免疫抑制剤など）を要するものを重症例として対象とする。</p> <p>※ 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、認定基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない（ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る。）。</p> <p>※ 治療開始後における重症度分類については、認定基準上に特段の規定がない場合には、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、直近 6か月間で最も悪い状態を記載する。</p>